

2026年3月31日

新通貨選択生存保障重視型個人年金保険(指数連動型)『みのり充実』

全国の代理店で販売開始

MS&ADインシュアランスグループの三井住友海上プライマリー生命保険株式会社(社長:藏田 順)は、新通貨選択生存保障重視型個人年金保険(指数連動型)『みのり充実』を2026年4月1日に30代理店で新たに販売を開始します。

『みのり充実』は、従来販売していた同種の商品『みのり10年』と比べ、保障と運用のバランスや年金原資の確保に重点を置いています。お客さまは据置期間中の死亡時に一時払保険料相当額を保障したうえで、運用成果の反映を期待する「死亡保障100%コース」と、死亡保障を抑えることで、より大きな運用成果の反映を期待する「死亡保障70%コース」の2コースから選択いただけます。これにより、セカンドライフの資金や資産運用・相続対策など、様々なライフステージのニーズに対応することができます。

当社はこれからも、「お客さま第一の業務運営に関する方針」に基づき、お客さまの資産形成や資産寿命の延伸といった社会課題の解決に貢献する生命保険商品・サービスの提供に努めてまいります。



『みのり充実』の主な特徴



特徴1: 2つのコースからお選びいただけます。

- 死亡保障100% コース** 据置期間中の死亡保険金額は、一時払保険料(基本保険金額)の100%が保証されます。**基本年金原資は、契約通貨建てで一時払保険料以上**となります。
- 死亡保障70% コース** 死亡保険金額や解約払戻金額は一時払保険料(基本保険金額)の70%に抑制し、基本年金原資は、基本保険金額と同額とします。これにより**死亡保障100%コースと比べ、指数連動年金原資に運用成果が大きく反映**されます。

特徴2: 資産運用の成果を年金原資に反映します。

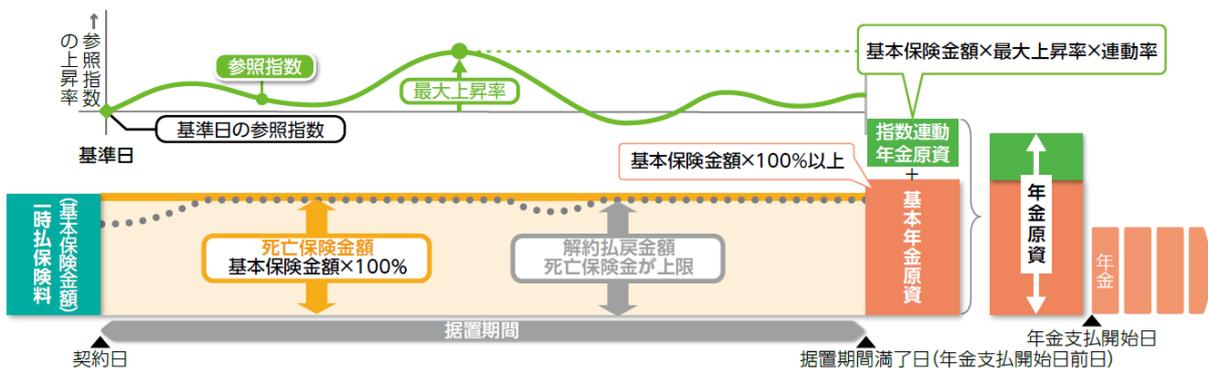
- 将来の年金原資は、契約時に確定する「基本年金原資」と参照指数の上昇率に基づいて算出される「指数連動年金原資」の合計となります。
- 「指数連動年金原資」の算出に用いる参照指数は、世界の株式・債券・為替等の幅広い資産種類を投資対象とし、指数助言会社による各構成要素資産の配分比率の助言をベースとして、指数スポンサーが所定のルールに基づきリスク・コントロールを行った投資戦略の運用成果を示す指数です。本指数への連動により、市場環境等の変化に応じた機動的な運用で、よりマーケットに連動した投資成果の確保を目指します。
- 「指数連動年金原資」の算出には、基準日*以後の参照指数の最大上昇率を適用します。そのため、参照指数の騰落を気にすることなく、より安心して契約を継続いただけます。なお、**最大上昇率は、0.01%単位で毎営業日判定**を行います。

* 基準日は、「申込日から起算して8日目の日」と「三井住友海上プライマリー生命が申込みを承諾した日」のいずれか遅い日の翌日となります。

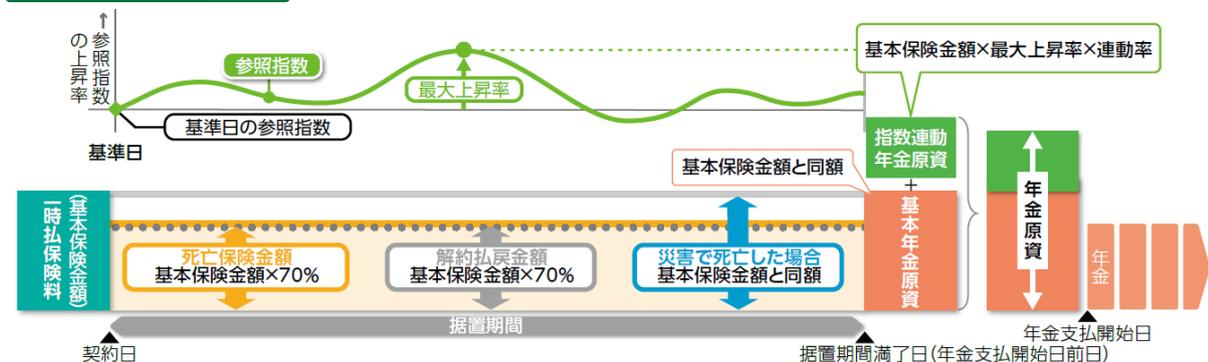
■ 商品概要

イメージ図

死亡保障100% コース を選択した場合



死亡保障70% コース を選択した場合



※ 上図はイメージ図であり、年金原資等を保証するものではありません。

■ 年金原資の計算方法 年金原資は、基本年金原資と指数連動年金原資の合計となります。

$$\text{基本年金原資} = \text{基本保険金額} \times \text{年金原資保証率}$$

$$\text{指数連動年金原資} = \text{基本保険金額} \times \text{最大上昇率} \times \text{連動率}$$

年金原資保証率 コースによって設定が異なります。

死亡保障100% コース 100%以上となり、契約日に確定します。契約日の積立利率に応じて、契約通貨、据置期間、連動率、被保険者の性別・年齢によって設定されます。

死亡保障70% コース 100%となります。

最大上昇率

基準日以後、年金支払開始日前日までの各日において、参照指数の値が基準日の値に対して上昇した割合（上昇率）のうち、最も大きい値をいいます。「最大上昇率」は、0.01%単位で毎営業日判定を行います。

連動率 コースによって設定が異なります。

死亡保障100% コース 契約通貨ごとに固定されています。

	40%		15%
米ドル		円	

死亡保障70% コース 契約日の積立利率に応じて、契約通貨、据置期間、被保険者の性別・年齢によって設定され、契約時に確定します（据置期間中に変更されることはありません）。

当商品の詳細は、「[契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼 商品パンフレット](#)」をご覧ください。

■ 主なお取扱い

コース	死亡保障100% コース	死亡保障70% コース
契約通貨	米ドル／円	
据置期間	3年／5年／10年	
一時払保険料	最低	1万ドル(1ドル単位)または100万円(1万円単位) ※ 円入金特約を付加した場合は、払込通貨により判定します。
	最高	20億円 (契約通貨が外貨の場合、契約日における円入金特約で適用する為替レートでの円換算額)
契約年齢 (契約日における被保険者の満年齢)	【据置期間 3年】 0歳～87歳 【据置期間 5年】 0歳～85歳 【据置期間 10年】 0歳～80歳	50歳～74歳
年金支払開始年齢	【据置期間 3年】 3歳*～90歳 【据置期間 5年】 5歳*～90歳 【据置期間 10年】 10歳*～90歳 * 年金総額保証付終身年金の場合は50歳となります。	【据置期間 3年】 53歳～90歳 【据置期間 5年】 55歳～90歳 【据置期間 10年】 60歳～90歳
年金種類・年金支払期間	【確定年金】 5年・10年・15年・20年 【年金総額保証付終身年金】 終身	
契約日	一時払保険料が三井住友海上プライマリー生命所定の口座に着金した日	
契約者	被保険者の3親等以内の血族 または配偶者	契約者と被保険者が同一の契約のみ 取扱います
年金受取人	契約者または被保険者	
死亡保険金受取人	被保険者の3親等以内の親族または6親等以内の血族	
クーリング・オフ制度	クーリング・オフ制度(お申込みの撤回・契約の解除)の対象です。	
増額・一部解約	お取扱いいたしません。	
付加できる主な特約	円入金特約、円支払特約、遺族年金支払特約、 終身移行特約、年金移行特約(定額保険用)、指定代理請求特約	

※ 募集代理店によって、お取扱いしない据置期間・特約等があります。

※ 通貨・金利環境等によりお取扱い範囲を変更する場合があります。

【この保険のご検討にあたってご確認いただきたい事項】

■ 為替リスクについて

契約通貨が外貨で一時払保険料を円でお支払いいただく場合や、死亡保険金、災害死亡保険金、解約払戻金、年金等(以下、保険金等)を円でお受取りいただく場合等に、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、保険金等の合計額を円に換算した場合の金額が、ご契約時にお支払いいただいた金額を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。なお、為替相場の変動がなかった場合(契約時の為替レートと同じ)でも、為替手数料分の負担が生じます。

■ 死亡保障 100%コースの市場リスクについて

据置期間中にこの保険を解約する場合、運用資産(債券など)の価値の変化を解約払戻金に反映させるため、市場金利に連動した市場調整を行うことにより解約払戻金が一時的に下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。

■ 死亡保障 70%コースの据置期間中の死亡保障と解約払戻金について

据置期間中の死亡保険金と解約払戻金は、基本保険金額に対して70%を乗じた額となるため、一時払保険料を下回ります。

■ 預金等との違いについて

- ・この保険は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。
- ・この保険は、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象になりません。

■ 諸費用に関する事項の概要

● ご契約時にご負担いただく費用

ご契約時にご負担いただく費用はありません。

● 据置期間中にご負担いただく費用

- ・据置期間中に適用される積立利率は、据置期間および契約通貨に応じた指標金利の上下 1.0%の範囲で三井住友海上プライマリー生命が定める利率から保険関係費を差引いた利率です。なお、この積立利率は、契約日、契約通貨、据置期間によって異なります。

※ 保険関係費とは、新契約の締結に必要な費用として新契約費率、保険契約の維持に必要な費用として維持費率、運用債券の債務不履行に備えるための信用コスト率をいいます。

※ 指標金利および積立利率については三井住友海上プライマリー生命ホームページにてご確認ください。

- ・参照指数の計算にあたり、戦略控除率(指数値に対し年率 1.0%)および複製コスト(投資対象資産に対して実際の投資を行ったと仮定した場合に発生する取引費用に相当する費用です。事前に水準を確定することが困難なため、水準を表示することはできません。)が控除されます。

※ 法令、規制の変更その他の理由によりこれらの控除率等の水準は変更されることがあります。

● 外貨で契約を締結することで生じる費用

- ・一時払保険料の振込み、保険金等の受取りを外貨で行う場合、送金手数料、口座引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。また、当該費用は取扱金融機関によって異なります。
- ・一時払保険料を円で入金する場合と、保険金等を円で受取る場合の為替レートには為替手数料が反映されており、当該手数料をご負担いただきます。

保険料を円で入金する場合の円入金特約レート	TTM+50 銭
保険金等を円で受取る場合の円支払特約レート	TTM-50 銭

● 年金支払期間中にご負担いただく費用

(遺族年金支払特約および年金移行特約(定額保険用)による年金支払期間中も含みます。)

項目	目的	費用	時期および対象
年金管理費	ご契約の維持に必要な費用ならびに年金等を支払うための費用	年金額に対して 1%	年金支払日に責任準備金から控除

※ 上記費用は上限です。なお、年金支払開始日時時点の費用を年金支払期間を通じて適用します。

●死亡保障 100%コースの解約時にご負担いただく費用

据置期間に応じて、契約日から解約日(移行日)までの経過年数に応じた解約控除率を一時払保険料に乘じ、その金額(解約控除額)を市場金利の変動状況を反映させて計算した市場調整価格から控除します。

【解約控除率】

契約日からの経過年数		1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満
外貨	据置期間 3年	2.4%	1.6%	0.8%	—	—	—	—	—	—	—
	据置期間 5年	4.0%	3.2%	2.4%	1.6%	0.8%	—	—	—	—	—
	据置期間 10年	6.0%	5.4%	4.8%	4.2%	3.6%	3.0%	2.4%	1.8%	1.2%	0.6%
円	据置期間 3年	1.2%	0.8%	0.4%	—	—	—	—	—	—	—
	据置期間 5年	1.5%	1.2%	0.9%	0.6%	0.3%	—	—	—	—	—
	据置期間 10年	2.5%	2.2%	2.0%	1.7%	1.5%	1.2%	1.0%	0.7%	0.5%	0.2%

※ 終身保障への移行後および年金支払開始日の繰下げの場合は、解約控除の適用はありません。